# 全国災対連ニュース

2017年6月26日

第 125 号

発行: 災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会(略称・全国災対連) 〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 電話03-5842-5611 FAX03-5842-5620

# 6月9日、再度政府・省庁と交渉 被災者に寄りそい、切実な課題に応えよ!

東日本大震災から6年3ヵ月、熊本大地震から1年余が経過するなか、被災者の生活と生業の再建を求めて5・10国会行動を展開し、内閣府や復興庁、厚生労働省、国交省、経産省、環境省への要請を行いました。しかし被災者の切実な要求に対する回答は、従来の域をでるものではなく、積み残しの課題となっていました。再度、来年度の政府予算の概算要求期を迎えることもふまえ、6月9日に復興庁、国土交通省、厚生労働省への要請行動を行い、早急に誠意をもって対応するよう訴えました。(○は災対連、●各省庁)

## 【復興庁】

- 住宅確保をかねて「よろず相談」を 26 カ所の相談拠点をもうけ、丁寧に状況をうかがっている。避難先 実態においては3回にわたり個別訪問し、丁寧に状況をうかがってきた。福島県などと密に連携し実情に応じ た生活再建がはかられるよう被災者支援にとりくんでいきたい。
- マンパワー確保は重要な課題と認識している。総務省や関係省庁、全国知事会、市長会、町村会の協力により全国の自治体からの職員派遣や、被災自治体からも任期付職員を採用し、国としても人的支援は全額国費負担し、職員派遣の協力をお願いしているところだ。復興庁でも一般公募採用の非常勤職員を市町村に駐在させ人材確保をしている。関係省庁と連携して引きつづき様々な実情に応じてた人材確保の努力をしていく。
- 自主避難者について、大臣は「最後のひとりまで救うことを徹底している」というが、災害救助法では家 賃補助の打ち切りなど限界があり、今年4月からの新たな支援について検討してほしいとお願いしていた。





県によって自主避難者への対応が違う。神奈川の避難者は、県営住宅や市営には入れず、みなし住宅で生活し、 3月末に補助が打ち切られて、あらたな場所を探す必要性が発生すると聞く。今回の問題は、原発事故がなければ自主避難する必要はなかった。政府として放射能被害から避難している方の生活を保障する何らかの対応をすることが当然ではないのか。政府として自主避難者という新しい形の避難者に対する補償を再度お願いしたい。

- 災害救助法の適用終了後については、生活再建を果たしていただけるよう、困りごとがありましたら「よろず相談」にのる。生活保護も含めてあらゆる相談にのっている。「よろず相談」で一緒になって住宅を探したりしている。福島県とも連携し、いろんな場面を通じて避難者の実情・状況は聞いている。
- 安直に生活保護というが、各自治体のハードルはかなり高い。被災者の実情に寄り添う態度で復興庁は望んでほしい。
- 自主避難者家賃支援については、3月末で申請数は住居が900件、許認可が102件で100%保障されたわけではない。県の新しいスキームに移行したというが、この間、国としてどういう援助ができるのか検討するようお願いしてきた。
- 住宅が決まっていない避難者については、1軒1軒対応していく。具体的に家賃補助うんぬんより、生活再建に結び付けるように具体的に対応していく。
- 群馬地裁の判決では国の責任を認めた。事務方は被災者に寄り添いできるところをしっかりとやってほしい。帰還するにあたって鳥獣の駆除はどうしているのか。
- 地元の自治体とも連携しながら復興庁としてとりくんでいる。

#### 【国土交通省】

- 激甚災害の災害公営住宅については、収入の低い入居者については、国が追加の支援をしている。かってない財政支援をしている現状を鑑みると「特別家賃低減事業」の枠組みの拡充と支援期間の延長は難しい。
- 公営住宅に入居資格のない人(収入の多い方)でも、災害により住宅を失った方には収入要件は問わず入居を認めている。家賃については収入に応じて負担をしてもらうことが基本。5年経過し31万3000円以上は明け渡し請求の対象者だが、公営住宅法での同じ取り扱いになる。
- 公営住宅の整備費については、過剰なものとならない範囲であれば補助対象となっている。公益性が高い ものは、具体的には地方整備局や復興庁へ相談してほしい。
- う回路の確保については、国土交通省の取り組みから、日本大震災や熊本大震災で平成20年4月から災害救助派遣隊「テックホース」を組織し、被災カ所を調査し、道路の復旧で緊急車両の通行確保を実施している。「テックホース」の活用を進めていく。
- 昨年の秋に宮城の市長会でも同様の要望が出されているが、低減事業費で相当な額が出されており、それを活用すれば各自治体での判断で十分できるのではないかという意見もある。
- 十分な支援をしているからそれを財源にという意味ではない。公営住宅でも災害公営住宅でも地方公共団体が困った人の家賃を減免できるというもの。過去には阪神淡路でしか例がないが、今後も必要に応じて減免するというのは地方公共団体としては可能であり、国としてはかってない財政支援をしているのでこれ以上は難しいということだ。
- 各自治体によって事業費の使い方に違いがあり、不平等感は否めない。10年間の期限は伸ばしてほしい。 被災者全体にとってもよいのではないか
- 補助金の継続することにより統制をとるのではなく、事業自体を見ながら必要な対応をしていく。

- 宅地被害で内陸部に集団移転をした人たちがいる。公営住宅に入り、158,000 円以上での4年目からの値上がりを想定していない人がいる。賃貸に入った方がよかったの声もある。ご近所と一緒だからとせっかく集団移転したのに、若い夫婦ほど出ていかなければならなくなっている。
- 山田町の住民から、高齢者の話を聞くと応急仮設は長屋で顔をあわせられたが、6年たち加齢もあり、身近なところに散歩道に東屋みたいなものがぽつぽつとあるのがいいとの声が寄せられている。集会場があまり活用されていないことが現実だ。支援員が訪問するが、閉じこもらない、引きこもらないようハードとソフトの両面での援助が必要だ。
- 高台に宅地を造成したが、侵入する道路が1カ所しかない場合、寸断されると時間とのたたかいでヘリの 救助が必要となる。道路が復旧するまでには時間がかかる。裏山から抜けられる道路を普段から整備しておく 必要があるのではないか。
- 国交省としては、裏山を通すとか「う回路」ではなく、高台は道路計画もあっての移転である。復旧も重要だと考える。
- 50 年前の津波は、自分たちで高台に移転してしる。浜までいく道は自分たちで造っている。過酷な地域であるから地元の生きる知恵を活かしてやっているのだ。宅地や道を造るのではなく、そこに住む人が安心できるよう、人が住む家をつくるという視点が大事である。生活者の知恵を行政がどう取り入れていくかの視点が大事。これからの日本、本当の復興にならないのではないか。
- 未曽有の事態を受けての対応を求める。同じ回答ならいらない。

### 【厚生労働省】

- 熊本地震については、震災発生から 1 年間は減免の全額を財政支援した。29 年 4 月以降については再建が十分でないことをふまえ、窓口負担を 9 月まで減免の負担割合に応じて財政負担をする。10 月以降においては各保険者の判断で減免額の 8/10 を財政支援する。
- 24年の9月までは市町村が窓口負担した減免を全額財政負担していた。24年10月以降については、福島の避難区域等については現在も全額支援をしている。避難区域以外では条例等で8/10を国が財政支援している。取り扱いについては平成29年ども予定しており、あらためて全額の財政支援を復活することには課題が多いと考える。
- 30年度以降については、来年の予算過程の中で検討していきたい。
- 追加財政支援策については、平成 24 年度に財政負担を鑑みて、被災 3 県については、25 年から 27 年までの間は特例的に時限措置として財政支援をしてきたが 28 年度で終了。8/10 の財政支援は継続するが復活は課題が多い。
- 国民健康保険の保険料ついて、岩手県の試算をだしていただいているが、平成30年度以降については、 各県、市町村、厚労省と協議して決定しているもの。1700億円の支援があり、未確定の数字で、各県と市町村との協議のうえ、財政負担が著しい場合は、激変緩和措置を考えている。
- 協会けんぽの保険者については、避難指示区域においては各市町村で減免することは可能である。財政負担が著しい場合は、減免措置は可能である。
- 避難解除区域だけを言っているのではなく、被災3県の協会けんぽも減免措置をきちんとしてほしい。困っている方にとっては不十分だから救うために何とか拡充してほしい。5月10日からひと月がたち、議論してどういう対応だったのかの答えがほしい。
- 今後の減免等については、条例にもとづいて行うというのが政府の主旨である。

- 当然各市町村からもそういう要望が出されているのではないか。地域の患者さんを鑑みて救いたいのに
- 要望は来てない。自治体で実情に応じて減免しており、自治体で判断すると考える。
- 岩手は意見書を出しているので意思表示はしている。しっかりみてほしい。
- 認識不足だった。
- 30年以降避難指示地域は検討するとあるが
- 被災者への減免は基本的に継続する。特別調整交付金は活用できる。既存の枠組みで可能だ。29 年度も 行う。
- 岩手県の試算では、特別調整交付金 1700 億円はなく、到底たりない。これ以上に悪くなることが想定され、一般の国民にとってもきびしい中で、被災地に関して特別な配慮がないのか。
- 県単位化で大幅な値上げについて、激変緩和措置を協議中。被災者支援は特別調整交付金でカバーできる。
- 負担は大きい。
- 保険料の水準には違いがある。激変緩和措置を検討する。
- 保険料が下がるのならいいが、激変緩和は上がることが前提だ。
- 30 年度以降トータルで 1700 億円。6 年間予定している。
- 現在、全国で 3400 億円補てんしている。1700 億円では足りない。
- 30 年度以降毎年 1700 億円を措置して財政運営の安定化をはかる。保険料が急激に上がるところに激変緩和を行う。試算では 1700 億円の影響は把握できていない。
- ほとんどの県の保険料は上がる。
- 一概には言えない。
- 宮城では国保の医療費の自己負担減免措置は9市町のみ。30 年以降は判断できないと迷っている。自治体の不安感を受け止めよ。特別調整交付金を出しているのに、隣の町との違いは不合理。県と被災地の実態を見て国としての指導性を発揮せよ。
- 条例によって市町村で違ってくる。意見はたまわる。国が一律に押しつけることはできない。利用者目線での不公平感はよくわかる。
- 仙台市は交付金を受け取っているのに減免していない。
- そうした実態があることは承知している。
- 決められた予算のなかでやるのではなく、国民の方に向いてとっていく姿勢を考えてほしい。

以上